

令和3年度

巻地区学校開放 利用団体登録について

令和3年度の学校開放利用団体の登録を下記の手順により決定します。

1 利用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(夏季休業期間：8月13日～15日，年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります。

2 利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成されていること。
- ② 《小学校》巻地区に在住・在勤・在学する者であること。
《中学校》新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ③ 営利を目的としないこと。

※営利とは…「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

3 申請書の記入上の注意

(1) 「団体登録申請書」

- ① 表裏面とも全ての項目を正確に記入してください。
※希望学校名・利用施設・希望曜日・時間は記入しないでください。
- ② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)
- ③ 代表者、事務連絡者との連絡が取れない場合は、他のメンバーに連絡しますので、裏面の電話番号等は太枠内の4人分(子ども含まず)を必ず記入してください。
- ④ 小・中学生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者、指導者を登録してください。 ※記入もれがある場合は受付できません。
- ⑤ メールアドレス登録について、定期利用団体は令和2年度から登録必須となります。
詳しくは、学校開放利用の手引きをご確認ください。

(2) 「年間定期利用許可申請書」

※学校名・利用施設・希望曜日・時間は記入しないでください。

(3) 「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

(4) 「利用希望記入用紙」

希望する学校名・施設名・曜日を記入してください。 ※原則2時間単位の利用。

4 利用団体の決定について

提出された「利用希望記入用紙」に基づき一覧表を作成します。その後、調整会議を開催し、利用できる学校、曜日を決定いたします。

《調整会議》 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため各団体1名のみのお出席としてください。

【日時】 令和3年2月4日(木) 午後7時から(中学校利用団体)

午後7時30分から(小学校利用団体)

【場所】 西蒲区役所 302会議室

5 各種申請書の提出について

(1) 提出方法 西蒲区役所地域総務課 企画・文化スポーツグループへ
(持参または郵送 ※FAXでの受付不可)

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金) 午後5時30分まで 必着

6 問合せ先

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690-1

新潟市西蒲区役所 地域総務課 企画・文化スポーツグループ

【TEL】 0256-72-8194

【FAX】 0256-72-6022

令和3年度

西川地区学校開放利用団体登録について

令和3年度の学校開放利用団体の登録を下記の手順により決定します。

1. 利用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(夏季休業中：8月13日～15日、年末年始：12月27日～1月4日を除く)

* 学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります

2. 利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

① 10名以上のメンバーで構成されていること。

② 《 小学校 》

西川地区に在住・在勤・在学する者であること。

《 中学校 》

新潟市に在住・在勤・在学する者であること。

③ 営利を目的としないこと。

※ 営利とは…「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

3. 申請書の記入上の注意

(1) 「団体登録申請書」

① 表裏面とも全ての項目を正確に記入してください。

② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)

③ 代表者、事務連絡者と連絡が取れない場合は、他のメンバーに連絡しますので、裏面の電話番号等は太枠内の4人分(子どもは含まない)は必ず記入してください。

④ 小・中学生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者、指導者を登録してください。 ※ 記入もれがある場合は受付できません。

⑤ 希望の曜日と時間を記入してください。 ※ 原則、2時間単位の利用になります。

⑥ メールアドレス登録について、定期利用団体は登録必須になります。

詳しくは、学校開放利用の手引きをご確認ください。

(2) 「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

4. 利用団体の決定について

提出された「団体登録申請書」に基づき、一覧表を作成します。その後、調整し利用できる学校、曜日を決定いたします。

5. 各種申請書の提出について

(1) 提出方法 西川地区公民館へ(持参または郵送 ※ FAXでの受付不可)

(2) 提出期限 令和3年1月4日(月)～22日(金)午後5時15分まで 必着

6. 問合せ先 〒959-0422 新潟市西蒲区曾根1951番地

西川地区公民館

電話:0256(88)2334

令和3年度 中之口地区学校開放 利用団体登録について

令和3年度の学校開放利用団体の登録を下記の手順により決定します。

1 利用期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで

(夏季休業中：8月13日～15日，年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります

2 利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

① 10名以上のメンバーで構成されていること。

② 《小学校》

中之口地区に在住・在勤・在学する者であること。

《中学校》

新潟市に在住・在勤・在学する者であること。

③ 営利を目的としないこと。

※営利とは…「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

3 申請書の記入上の注意

(1) 「団体登録申請書」

① 表裏面とも全ての項目を正確に記入してください。

② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)

③ 代表者、事務連絡者との連絡が取れない場合は、他のメンバーに連絡しますので、裏面の電話番号等は太枠内の4人分(子ども含まず)を必ず記入してください。

④ 小・中学生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者、指導者を登録してください。 ※記入もれがある場合は受付できません。

⑤ 希望の曜日と時間を記入してください。 ※原則、2時間単位の利用になります。

⑥ メールアドレス登録について、定期利用団体は令和2年度から登録必須となります。詳しくは、学校開放利用の手引きをご確認ください。

(2) 「年間定期利用許可申請書」

(3) 「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

4 利用団体の決定について

提出された「団体登録申請書」に基づき一覧表を作成します。その後、調整し利用できる学校、曜日を決定いたします。

5 各種申請書の提出について

(1) 提出方法 中之口地区公民館へ(持参または郵送) ※FAXでの受付不可

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金) 午後5時30分まで **必着**

6 問合せ先 〒950-1317 新潟市西蒲区中之口310

中之口地区公民館

☎ 025-375-5008

FAX 025-375-1360

令和3年度 岩室地区学校開放 利用団体登録について

令和3年度の学校開放利用団体の登録を下記の手順により決定します。

1 利用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(夏季休業中：8月13日～15日，年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります。

2 利用団体について

利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成されていること
- ② 《小学校》岩室地区に在住・在勤・在学する者であること
《中学校》新潟市に在住・在勤・在学する者であること
- ③ 営利を目的としないこと

※営利とは…「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

3 申請書について

(1) 「団体登録申請書」

- ① 表裏面とも全ての項目を正確に記入してください。
- ② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)
- ③ 代表者、事務連絡者との連絡が取れない場合は、他のメンバーに連絡しますので、裏面の電話番号等は太枠内の4人分(子ども含まず)を必ず記入してください。
- ④ 小・中学生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者、指導者を登録してください。(記入もれがある場合は受付できません)
- ⑤ 希望の曜日と時間を記入してください。(原則、2時間単位の利用になります)
- ⑥ メールアドレス登録について、定期利用団体は登録必須となります。
詳しくは、学校開放利用の手引きをご確認ください。

(2) 「年間定期利用許可申請書」

(3) 「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

4 利用団体の決定について

提出された「団体登録申請書」に基づき、一覧表を作成します。その後、調整会議を開催し、利用できる学校、曜日を決定いたします。

※ 調整会議は2月上旬の開催を予定しています。

5 各種申請書の提出について

(1) 提出方法 岩室地区公民館へ(持参または郵送 ※FAXでの受付不可)

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金)午後5時30分まで **必着**

6 問合せ先

岩室地区公民館

〒953-0132 新潟市西蒲区西中 860 番地 TEL 0256-72-8844 / FAX 0256-82-4484

令和3年度 潟東地区学校開放 利用団体登録について

令和3年度の学校開放利用団体の登録を下記の手順により決定します。

1 利用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(夏季休業中：8月13日～15日，年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合があります

2 利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

① 10名以上のメンバーで構成されていること。

② 《小学校》

潟東地区に在住・在勤・在学する者であること。

《中学校》

新潟市に在住・在勤・在学する者であること。

③ 営利を目的としないこと。

※営利とは…「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

3 申請書の記入上の注意

(1) 「団体登録申請書」

① 表裏面とも全ての項目を正確に記入してください。

② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)

③ 代表者、事務連絡者との連絡が取れない場合は、他のメンバーに連絡しますので、裏面の電話番号等は太枠内の4人分(子ども含まず)を必ず記入してください。

④ 小・中学生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者、指導者を登録してください。 ※記入もれがある場合は受付できません。

⑤ 希望の曜日と時間を記入してください。 ※原則、2時間単位の利用になります。

⑥ メールアドレス登録について、定期利用団体は登録必須となります。

詳しくは、学校開放利用の手引きをご確認ください。

(2) 「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

4 利用団体の決定について

提出された「団体登録申請書」に基づき、一覧表を作成します。その後、調整し利用できる学校、曜日を決定いたします。

5 各種申請書の提出について

(1) 提出方法 潟東ゆう学館へ(持参または郵送 ※FAXでの受付不可)

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金)午後5時15分まで **必着**

6 問合せ先 〒959-0505 新潟市西蒲区三方10

潟東ゆう学館

☎ 0256(86)2311

FAX 0256(86)3867